特定非営利活動法人志摩でじたるLabo定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人志摩でじたるLaboという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を三重県志摩市阿児町神明９９２番地４１に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、志摩地域を中心とした住民及び事業者に対して、デジタル活用支援、地域情報の発信支援及びデジタル人材の育成に関する事業を行い、地域の魅力発信と地域活性化を推進し、誰もが安心してデジタルを活用できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動
(2)　まちづくりの推進を図る活動
(3)　観光の振興を図る活動
(4)　情報化社会の発展を図る活動
(5)　経済活動の活性化を図る活動
(6)　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業
　①　デジタル活用支援事業
　②　情報通信技術（ICT）及びAI等の活用に関する普及啓発・研修事業
　③　地域情報及び観光情報の収集・発信事業
　④　地域事業者及び各種団体に対する情報発信支援事業
　⑤　地域活性化及び交流促進に関する事業
　⑥　子ども及び若者のデジタル人材育成に関する事業
　⑦　前各号に附帯又は関連する事業

(2)　その他の事業
　①　オリジナル商品の企画、制作及び販売事業
　②　広告掲載及び広告代理事業

2　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事３人以上10人以内

(2)　監事１人以上２人以内

２　理事のうち、１人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
(3)　第１４条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない

（議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第２項、次条第１項第２号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。
3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 31 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 32 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第 39 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 47 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小河　由実
副理事長	城山　麗
理事	羽根　千里
理事	右田　未央
理事	西川　真理絵
理事	羽山　さゆり
理事	橋本　美由紀
理事	東岡　安良
理事	小河　知子
理事	城山　敦雅
監事	矢田　祐平

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	5,000円
	正会員年会費	6,000円
(2)	賛助会員入会金	0円
	賛助会員年会費	5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人特定非営利活動法人志摩でじたるLabo

役　名	（フリガナ） 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	オガワ　ユミ 小河　由実	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
副理事長	シロヤマ　レイ 城山　麗		無
理事	ハネ　チサト 羽根　千里		無
理事	ミギタ　ミオ 右田　未央		無
理事	ニシカワ　マリエ 西川　真理絵		無
理事	ハヤマ　サユリ 羽山　さゆり		無
理事	ハシモト　ミユキ 橋本　美由紀		無
理事	ヒガシオカ　ヤスヨシ 東岡　安良		無
理事	オガワ　トモコ 小河　知子		無
理事	シロヤマ　タイガ 城山　敦雅		無
監事	ヤダ　ユウヘイ 矢田　祐平		無

設　立　趣　旨　書

1　趣　旨

近年、ICTやAIを含むデジタル技術は急速に発展し、日常生活や地域活動、事業活動に欠かせないものとなっています。一方で、スマートフォンやパソコンの操作に不安を感じる人や、ホームページやSNSを活用した情報発信に課題を抱える地域事業者・団体も少なくありません。デジタル技術が進歩する時代だからこそ、誰もが取り残されることなく、安心して学び、活用できる環境を地域の中につくることが求められています。

「志摩でじたるLabo」の活動の原点には、デジタルを学ぶことで自分自身の可能性が広がり、人とのつながりが生まれ、新しいことに挑戦するきっかけが得られるという実感があります。自分たちが学びを通じて得た知識や経験を、自分たちだけのものにするのではなく、地域の誰かのために活かしたいという思いが、活動の出発点です。

これまで、デジタル勉強会の開催や、ホームページ・SNSを活用した情報発信支援などを通じて、デジタル技術を身近に感じ、活用するきっかけづくりに取り組んできました。その中で、学びたいという意欲があっても、方法が分からなかったり、気軽に相談できる相手がいなかったりする人がいることを実感しました。また、志摩市には豊かな自然や文化、観光資源、地域に根ざした事業者など、多くの魅力があります。こうした地域の魅力や人々の思いをデジタルの力で発信することは、新たな交流や活動を生み出し、地域の活性化につながると考えています。

目指すのは、デジタルに詳しい人だけが活躍する地域ではありません。デジタルが得意な人も、これから学び始める人も、互いに学び、支え合い、それぞれの力を発揮できる地域です。一人ひとりの「やってみたい」という気持ちを大切にし、デジタル活用に関する学習会や研修、地域情報・観光情報の発信、地域事業者や各種団体への情報発信支援、子どもや若者のデジタル人材育成などを通じて、人と人、人と地域をつなぎ、誰もが自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指します。

こうした活動を一時的な取り組みに終わらせず、継続的かつ安定的に発展させるためには、運営基盤を整え、行政、企業、教育機関、地域団体等との連携を深めながら、社会的な信頼を築いていくことが必要です。

これまで培ってきた経験やつながりを活かし、デジタルの力で一人ひとりの可能性を広げ、その力を地域の未来へとつなげていきたい。その思いを継続的な公益活動として実現するため、このたび「特定非営利活動法人志摩でじたるLabo」を設立することといたしました。

２　申請に至るまでの経過

令和８年３月、志摩市主催のデジタル講座で学んだ有志が、学びを通じて得た知識や経験、人とのつながりを地域に還元したいという思いから、任意団体「志摩でじたるLabo」を設立しました。自分たちが学んだことを活かし、誰もが気軽に学び合い、新しいことに挑戦できる場をつくりたいという思いのもと、活動を開始しました。

設立後は、デジタル勉強会の開催や、地域事業者に対するホームページ・SNSの活用支援などに取り組んできました。活動を通じて、地域におけるデジタル活用への関心や支援の必要性を改めて認識するとともに、継続的な学習機会や気軽に相談できる環境を整えていくことの重要性を実感しました。

今後は、地域住民へのデジタル活用支援に加え、地域の魅力や情報の発信、地域事業者・各種団体への支援、子どもや若者のデジタル人材育成など、より幅広い公益的活動へと発展させていきたいと考えています。そのためには、団体としての運営基盤を整え、活動の継続性と透明性を確保するとともに、行政や企業等との連携を深め、社会的な信頼を得ながら事業を推進していく必要があると判断しました。

こうした思いを共有するメンバーが協力し、任意団体としての活動をさらに発展させ、デジタルの力を活かした地域づくりを継続的に推進するため、このたび設立総会において法人設立の承認を得て、特定非営利活動法人の設立を申請するものです。

令和８年１０月１５日

特定非営利活動法人志摩でじたるLabo
設立代表者　氏名　小河　由実

令和８年度事業計画書

（法人成立の日～令和９年３月 31 日）

特定非営利活動法人志摩でじたる Labo

1　事業実施の方針

本法人は、デジタル技術の活用を通じて、地域住民の学びや交流の機会を創出するとともに、地域におけるデジタル活用を支援し、誰もがデジタルを身近に感じ、地域社会への参加やつながりを深めることができる環境づくりを目指す。

令和８年度は法人設立初年度であることから、会員相互の連携を図りながら、無理のない規模でデジタルに関する学習会、交流活動及び情報発信等を実施し、地域住民が気軽に参加できる活動基盤の構築を進める。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
①デジタル活用支援事業	パソコンやスマートフォン、SNS、生成 AI 等のデジタルツールに関する学習会・相談会を開催し、地域住民のデジタル活用を支援する。	法人設立の日～R9.3 月 1～2 回程度	志摩市内の公民館・公共施設等	5 人程度	志摩市内の地域住民 延べ 30 人程度	30 千円
③地域情報及び観光情報の収集・発信事業	Web サイト、SNS、note 等を活用し、法人の活動やデジタルに関する情報、地域の魅力等を発信する。	法人設立の日～R9.3 随時	オンライン・志摩市内	3～5 人程度	地域住民及びオンラインで情報を閲覧する者 延べ 100 人程度	10 千円
⑤地域活性化及び交流促進に関する事業	デジタルをきっかけとした交流会等を開催し、地域住民同士が学びや情報を共有しながら交流できる機会を創出する。	法人設立の日～R9.3 随時	志摩市内の公民館・公共施設等	5 人程度	志摩市内の地域住民 延べ 30 人程度	20 千円

(2)　その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額（千円）
	実施予定なし				

令和９年度事業計画書

（令和９年４月１日～令和10年３月31日）

特定非営利活動法人志摩でじたるLabo

1　事業実施の方針

本法人は、デジタル技術や情報通信技術（ICT）、AI等の活用を通じて、地域住民のデジタル活用を支援するとともに、地域の情報発信、地域交流及び地域活性化に取り組む。令和９年度は、法人設立後の活動基盤を整えながら、地域住民を対象としたデジタル活用支援やICT・AIに関する学習・研修の機会を提供する。また、地域情報や観光情報の収集・発信、地域事業者・各種団体の情報発信支援等を行い、デジタルを活用した地域とのつながりを広げていく。

さらに、地域住民が気軽に参加できる交流の場を設けるとともに、子ども・若者を対象としたデジタル人材育成にも取り組み、デジタルを通じて地域の人や情報がつながる環境づくりを進める。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額（千円）
①デジタル活用支援事業	パソコン、スマートフォン、SNS等のデジタル機器・サービスの活用に関する学習会や相談会を実施し、地域住民のデジタル活用を支援する。	R9.4～R10.3 月１回程度	志摩市内の公民館・公共施設等	５人 程度	志摩市内の地域住民 延べ50人程度	80千円
②情報通信技術（ICT）及びAI等の活用に関する普及啓発・研修事業	ICTや生成AI等のデジタル技術について、初心者にも分かりやすい講座・研修会を開催し、地域におけるデジタル活用の普及を図る。	R9.4～R10.3 年２回程度	志摩市内の公民館・公共施設等	５人 程度	志摩市内の地域住民 延べ30人程度	30千円
③地域情報及び観光情報の収集・発信事業	地域の魅力や暮らし、観光情報等を収集し、Webサイト、SNS、note等のデジタル媒体を活用して発信する。	R9.4～R10.3 随時	志摩市内及びオンライン	3～5人 程度	地域住民及びオンラインで情報を閲覧する者 延べ200人程度	20千円
④地域事業者及び各種団体に対する情報発信支援事業	地域の事業者や団体等を対象に、SNS、Webサイト、チラシ等を活用した情報発信について、相談・制作等の支援を行う。	R9.4～R10.3 随時	志摩市内及びオンライン	3～5人 程度	志摩市内の事業者・各種団体 10団体程度	50千円
⑦前各号に附帯又は関連する事業	各事業の実施に必要な準備、広報、調査、関係機関との連携及びその他附帯・関連する活動を行う。	R9.4～R10.3 随時	志摩市内及びオンライン	3～5人 程度	各事業の参加者及び関係者等	20千円

(2)　その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額（千円）
	実施予定なし				

令和８年度　活動予算書

法人成立の日から令和９年３月31日まで

特定非営利活動法人志摩でじたるLabo

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取入会金	50,000		50,000
正会員受取会費	30,000		30,000
賛助会員受取会費			
２．受取寄附金			
受取寄附金			
３．受取助成金等			
受取民間助成金			
４．事業収益			
事業収益（講座・交流事業等）	30,000		30,000
５．その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	110,000	0	110,000
Ⅱ　経常費用			
１．事業費			
（１）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
（２）その他経費			
旅費交通費	3,000		3,000
消耗品費	15,000		15,000
印刷製本費	8,000		8,000
通信運搬費	3,000		3,000
広告宣伝費	6,000		6,000
雑費	25,000		25,000
その他経費計	60,000	0	60,000
事業費計	60,000	0	60,000
２．管理費			
（１）人件費			

役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
（2）その他経費			
通信費	3,000		3,000
消耗品費	5,000		5,000
印刷製本費	3,000		3,000
諸会費・手数料	4,000		4,000
雑費	5,000		5,000
その他経費計	20,000	0	20,000
管理費計	20,000	0	20,000
経常費用計	80,000	0	80,000
当期経常増減額	30,000	0	30,000
Ⅲ　経常外収益			
1．……			
……			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ　経常外費用			
1．……			
……			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	30,000	0	30,000
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	30,000	0	30,000

令和９年度　活動予算書

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

特定非営利活動法人志摩でじたるLabo

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取入会金			
正会員受取会費	60,000		60,000
賛助会員受取会費			
２．受取寄附金			
受取寄附金			
３．受取助成金等			
受取民間助成金			
４．事業収益			
事業収益（講座・交流事業等）	180,000		180,000
５．その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	240,000	0	240,000
Ⅱ　経常費用			
１．事業費			
（１）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
（２）その他経費			
旅費交通費	20,000		20,000
消耗品費	35,000		35,000
印刷製本費	20,000		20,000
通信運搬費	15,000		15,000
広告宣伝費	25,000		25,000
保険料	10,000		10,000
雑費	75,000		75,000
その他経費計	200,000	0	200,000
事業費計	200,000	0	200,000
２．管理費			

（1）人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
（2）その他経費			
通信費	5,000		5,000
消耗品費	8,000		8,000
印刷製本費	5,000		5,000
諸会費・手数料	7,000		7,000
雑費	5,000		5,000
その他経費計	30,000	0	30,000
管理費計	30,000	0	30,000
経常費用計	230,000	0	230,000
当期経常増減額	10,000	0	10,000
Ⅲ　経常外収益			
1．・・・・・・・・・・			
・・・・・・・・・・			
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ　経常外費用			
1．・・・・・・・・・・			
・・・・・・・・・・			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	10,000	0	10,000
前期正味財産額	30,000	0	30,000
次期繰越正味財産額	40,000	0	40,000